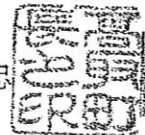




高 総 第 79 号
平成22年9月22日

高 取 町 ご 意 見 番
代表幹事代行 中西宏次様

高取町長 植村家忠



町長への要望・提言及び公開質問状について

平成22年9月9日付で質問のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 元課長の退職金返納の状況〔特別負担金約500万円〕

(回答)

元事業課長に対する裁判で禁錮以上の刑が確定したことにより、退職手当返納に関する手続きが生じており、本町としては、この判決を受け、退職手当の支払者である奈良県市町村総合事務組合管理者宛に判決に関する報告書を提出しており、これに基づき総合事務組合は、本人に退職手当の返納を求めています。栗本茂美の代理人弁護士より破産手続きを開始している旨の連絡が入り、8月上旬に奈良地方裁判所葛城支部より総合事務組合に破産債権届出書が届き、9月中に意見書を提出する予定です。なお、破産手続きの見通しとしては、今年中に解決する予定です。

2. グリーントウン水道加入金未納分の業者との話し合いの状況〔3,300万円〕

(回答)

現在、グリーントウンの販売会社である三和住宅との間に新たに協定書を交わすよう調整中であり、その協定書が締結でき次第未納分の一部を町の上水道事業会計に納入する予定です。

3. 前町長の損害賠償状況〔3,000万円〕

(回答)

平成22年2月12日に奈良地方裁判所葛城支部に訴状を提出し、第1回期日(口頭弁論)が平成22年3月24日にありました。現在は第4回期日(弁論準備)が平成22年9月3日に終了し係争中です。

4. 土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例の効力

(回答)

条例が施行(本年4月1日付け)されて以降、本条例が対象となる新規事業が行われていないので、具体例を挙げることはできませんが、条例附則2に、この条例施行の祭、現に施行されている事業については、この条例の施行の日から起算して6月を経過した日から適用すると規定されており、これに該当する事業は市尾大字に県が土砂処分場として登録している事業現場があります。この事業については、現時点(9月21日現在)において事業主から事業許可申請書が出ていないので、9月末日をもって事業の継続は不可能となります。町内には、目に付く土砂盛りは条例に基づく規制を実施します。又、現状放置を黙認するのではなく、関係法令及び施策による安全対策を積極的に図っていきます。

5. 各種裁判の状況と見込み(方針)

(回答)

・売買代金返還請求事件

平成19年11月5日に奈良地方裁判所葛城支部に訴状を提出し、第1回期日(弁論)が平成19年12月26日にありました。現在は第18回期日(弁論準備)が平成22年9月8日に終了し係争中です。

・債務不存在確認請求事件

平成20年11月12日に奈良地方裁判所葛城支部に訴状が提出され、第1回期日(口頭弁論)が平成21年1月16日にありました。現在は第11回期日(弁論準備)が平成22年8月30日に終了し係争中です。

・貸金請求事件

平成21年10月13日に奈良地方裁判所葛城支部に訴状が提出され、第1回期日(口頭弁論)が平成21年11月26日にありました。

現在は、第6回期日（弁論準備）が平成22年8月9日に終了し係争中です。

<参考>

弁論準備とは、口頭弁論期日（法廷で正式にする裁判期日）外の期日において、裁判所や裁判官の指揮の下、当事者双方が立ち会って裁判における争点が何か、今後どのような手続きで裁判を進めていくか等について、双方の意見をまとめていく手続きのことです。

6. 土地開発公社の所有地売却と見込み（方針）

（回答）

平成21年度は、福祉施設用地5,746㎡一般競争入札により民間に売却しました。しかし売買契約は締結したものの仮差押等の関係もあり契約金額から契約保証金を差し引いた5,200万円については未収となっています。この未収金については仮差押取消が確定しましたので、今後、解消できる見込みです。

また、その他の土地については、少しでも多く民間へ売却できるように努力します。

7. 国民健康保険特別会計よりの繰入金〔1億4,040万円〕及び行政組合分担金取り崩し〔9,000万円〕の返納時期と計画

（回答）

- ・国民健康保険特別会計からの繰入金の返納時期と計画について
平成25年度から10年計画で一般会計から返済する予定です。
- ・行政組合分担金取り崩しの返納時期と計画について
本町の財政状況を考慮しながら、返済時期を考えていきたいと思えます。

8. 不正やマンネリを生まない組織を構築する（議員以外に町民よりボランティアで主要部署に外部委員を選任し、アドバイザーや監督の役割等を持って頂く等の提案）

（回答）

不正やマンネリ化を生まない組織にするには、職員の人事異動を定期的に行い、特定の職員が同じ部署に長い間いること等をなくし、絶えず職

員が危機意識を持つようにすることにより、マンネリ化を防止できると考えており、又、複数のチェック機能を設けることにより、不正を防止できると考えています。